

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成16年9月30日(木)	
場 所		宇土市勤労青少年ホーム 1階 講習室	
出席者	委員会	村橋 久昭 委員長 児玉 昭八 委員 原田 久 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成16年2月1日~平成16年7月31日	
抽出案件		33	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		33	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(11)	
5百万円以上1千万円未満		(9)	
3百万円以上5百万円未満		(10)	
3百万円未満		(3)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 対象期間内の工事について

【事務局より対象期間内の工事全般についての説明】

質問・意見	回答
特になし。	

2 抽出事案説明

【事案抽出委員より、抽出した経緯について説明】

まず、契約金額の大きいものを1件。  
次に落札率が高いものを2件、さらにそれぞれの案件の落札者が参加している他の入札について「同規模程度のもの」「入札日が近いもの」といった点で合計5件を抽出した。

【事務局より抽出事案5件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	宇土市・富合町新電算システムネットワーク構築工事	指名競争 市外8社	指名審査方針による 電気通信工事であり有資格業者を指名 本工事と同種の工事实績を有する	94.20
2	松山地区配水管布設替工事 (1工区)	指名競争 市内6社 準市内1社	指名審査方針による 管工事であり有資格業者を指名 市内に本店、支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する	99.33
3	松山地区配水管布設替工事 (2工区)	指名競争 市内6社	指名審査方針による 管工事であり有資格業者を指名 市内に本店、支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する	99.02
4	花園小学校プール循環濾過装置自動化改造工事	指名競争 市内3社 市外3社	指名審査方針による 機械器具設置工事であり有資格業者を 指名 本工事と同種の工事实績を有する	99.32
5	住吉中学校プール循環濾過装置自動化改造工事	指名競争 市内3社 市外3社	指名審査方針による 機械器具設置工事であり有資格業者を 指名 本工事と同種の工事实績を有する	99.27

【質問・回答】

質問及び意見	回 答
<p>対象工事の2と3は同日入札で、市内業者が参加している。入札2で落札した業者が入札3にも参加しているが、入札3では落札者よりも4・5万円高い価格での入札となっている。</p> <p>同様に、入札3で落札した業者が入札2にも参加しているが、落札者よりも4万円高い価格での入札となっている。</p> <p>同時期、同規模の入札であれば、片方を落札した業者が、あと一方を落札するのが普通であると考え。積算の差が生じるとすればどこか？それとも特別な理由があるのか？</p>	<p>特別な理由はないと思う。ただ、その原因を特定するのは難しい。</p>

3 指名停止について

【事務局より指名停止処分案件2件について経緯、処分内容についての説明】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・2件とも工期遅延によるもの。</li> <li>・再三の催促にも関わらず書類提出が間に合わなかった。</li> <li>・この2件については旧要領で運用しているが、前回の監視委員会の時に指摘を受け、全面的に要領を改正した。7月1日付で新要領は運用開始している。</li> </ul>
---

【質問・回答】

質問・意見	回 答
<p>処分業者は指名停止処分について了解済か？</p>	<p>基本的に処分の通知は会社の代表者に手渡しとしている。</p> <p>その際に内容について説明し、了解を頂いていると解している。</p>

4 報告書について

これまでの会議で提出された意見についての調査などを報告。

落札率を低下させるような入札制度について

【委員からの意見内容】

<p>落札率の高止まりに関し、落札率の低下が財政的に寄与できるということであれば、低下させるような制度研究は必要。</p> <p>年間数件の低落札率の案件があるのであれば、その入札に関し調査をすることも必要では？</p>
--

【対象とした事案】

<p>今回の対象工事のなかで落札率68.99%の件について、落札者から入札時に受け</p>
---

取る内訳書を調査

【市からの報告】

落札率を引き下げることが、自治体の契約制度の最終的に目指すところとは考えていない。しかし、財政的な面に注目すれば、検討が必要であると考え。

(業者から提出された内訳書を調査)

結果、直接工事費は市の積算と大差ない。ただし、経費率が市の基準よりもかなり低く、結果として低価格での入札となっている。

【質問・回答】

質問・意見	回 答
直接工事費は数量で計算できるものであり、市と業者の間で大きな差が生じないのでは。 しかし、経費は率で算定していることを考えると、市の経費率が高すぎるのでは。	直接工事費は材料代、人件費などであり、その他の様々な経費は一定の率を乗じて算定している。 その率は国の統一基準を用いており、市独自で決定しているということはなく、高すぎるといった認識はない。

工事内訳書の検討(再度入札の件)

【事案の概要】

1回目入札

5社指名。しかし、1社は入札前に辞退。

結局4社参加したが、全社予定価格を超える金額で入札。故意と判断し、指名停止処分。

2回目入札

積算内容に不備はないと判断。指名業者総入れ替え、予定価格同額で再度入札。

結果、予定価格以下で落札。

【委員からの意見内容】

入札時に参加者から提示した内訳書を調査すべき

【市からの報告】

市の設計書、1回目入札時の最低価格提示者の内訳書、2回目入札時の最低価格提示者の内訳書を調査。

内訳書の記入方法で指導を行うべき点はあるが、問題点は特定できない。

実際の工事は竣工しているが、竣工検査での問題はない。

結局は、1回目の入札参加業者の質疑書提出があれば防げたと考える。

【質問・回答】

質問・意見	回 答
質疑があった場合の取り扱いは？  辞退の取り扱いは？	閲覧期間の質疑は受け付けており、入札前までには回答している。 指名通知後から、入札日の入札書投函前までは辞退を受け付ける。

<p>市の積算と業者の内訳書の中で直接工事費にかなりの差（市積算の30%増し）があるが、一般的には想定できない。これはどちらかに問題があるのではないか？</p>	<p>辞退者が不利益となるような取り扱いには行っていない。</p> <p>市の積算基準はある程度の市場価格を反映させているものと考えている。</p> <p>ただ、今回の調査は内訳書を検証しただけであり、業者側の内訳書の作成方法に問題があったとも考えられる。</p> <p>今後内訳書の作成に関しても、業者への指導を行っていきたい。</p>
--	---

郵便入札について

【制度概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月から一定金額以上の入札に郵便入札制度を導入。</li> <li>・ 新しい入札制度を導入するのではなく、従来の指名競争入札を基本として、郵便により入札を行う。</li> <li>・ 入札参加業者は市役所に来ることなく、設計書の内容確認、入札ができる。</li> </ul>
---

【市からの報告】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便入札の場合、一般的に行う入札よりも、契約までの期間が1週間程度余計に掛かってしまう。</li> <li>・ 入札業者の入札書郵送代、設計図書の印刷代、郵送代などの費用が掛かる。</li> <li>・ 設計図書の印刷代は将来的には実費徴収を考えている。</li> </ul>
---

【質問・意見】

質問・意見	回 答
特になし。	

(閉会)